

平成30年10月15日

平成30年度補正予算（第1号）に伴う対応等

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

（連絡先）

自治財政局財政課

担当：進財政企画官、高橋係長

代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

事 務 連 絡

平成30年10月15日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成30年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、平成30年10月15日に、平成30年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高橋

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の補正予算

政府は、平成30年10月15日に平成30年度補正予算(第1号)の概算について閣議決定し(別添資料参照)、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、平成30年7月豪雨への対応5,034億円、平成30年北海道胆振東部地震への対応1,188億円、台風第21号、大阪北部地震等への対応1,053億円、熱中症対策としてのエアコン設置822億円、倒壊の危険性のあるブロック塀対応259億円等を追加計上している。また、歳入面で、公債金(建設公債)6,950億円、税外収入42億円、前年度剰余金受入2,364億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成30年度当初予算に対し、9,356億円増加し、9兆6,484億円となっている。

## 第2 補正予算に係る財政措置等

### 1 通常収支分

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

- (1) 今回の補正予算により平成30年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

#### ① 災害復旧事業債

##### ア 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

##### イ 災害対策債

###### (ア) 平成30年7月豪雨による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

(イ) 上記(ア)以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置すること。

ウ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

② 平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

③ ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置すること。

④ 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できること。

(2) 今回の補正予算により平成30年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり措置することとしている。

① 災害救助費及び災害弔慰金等

災害救助費及び災害弔慰金等に要する経費に対して、所要の特別交付税措置を講じることとしている。

② 国宝重要文化財等保存整備事業

地方負担額の80%を特別交付税により措置すること。

③ 被災農業者向け経営体育成支援事業

地方負担額の70%（施設の撤去に係るものについては80%）を特別交付税により措置すること。

2 東日本大震災分

今回の補正予算においては、地方負担の追加は生じない見込みである。

平成30年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成30年10月15日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

|                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 災害からの復旧・復興       | 7,275 |
| ① 平成30年7月豪雨への対応      | 5,034 |
| ② 平成30年北海道胆振東部地震への対応 | 1,188 |
| ③ 台風第21号、大阪北部地震等への対応 | 1,053 |
| (2) 学校の緊急重点安全確保対策    | 1,081 |
| ① 熱中症対策としてのエアコン設置    | 822   |
| ② 倒壊の危険性のあるブロック塀対応   | 259   |
| (3) 予備費の追加           | 1,000 |
| 計                    | 9,356 |

2 歳入の補正額

（歳入の追加額）

|              |       |
|--------------|-------|
| (1) その他収入    | 42    |
| (2) 公債金      | 6,950 |
| (3) 前年度剰余金受入 | 2,364 |
| 計            | 9,356 |

（備考） 上記の補正により、平成30年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 986,484億円となる。

第二 特別会計予算の補正

年金特別会計について、所要の補正を行う。

平成30年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

（単位：億円）

| 歳 出                    |       | 歳 入          |       |
|------------------------|-------|--------------|-------|
| 1. 災害からの復旧・復興          | 7,275 | 1. 公債金（建設公債） | 6,950 |
| (1) 平成30年7月豪雨への対応      | 5,034 |              |       |
| (2) 平成30年北海道胆振東部地震への対応 | 1,188 |              |       |
| (3) 台風第21号、大阪北部地震等への対応 | 1,053 |              |       |
| 2. 学校の緊急重点安全確保対策       | 1,081 | 2. 税外収入      | 42    |
| (1) 熱中症対策としてのエアコン設置    | 822   |              |       |
| (2) 倒壊の危険性のあるブロック塀対応   | 259   |              |       |
| 3. 予備費の追加              | 1,000 | 3. 前年度剰余金受入  | 2,364 |
| 合 計                    | 9,356 | 合 計          | 9,356 |